

高砂市公園墓地 使用者募集のご案内

申込み期間 随時受付

申込み方法 市役所 環境政策課 窓口(本庁3階)へ直接持参
午前8時30分から午後5時15分まで
または、郵送

高砂市 生活環境部 環境経済室 環境政策課

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL(079)443-9029(直通)

募集内容と申込者の資格

- 募集する高砂市公園墓地(高砂市阿弥陀町阿弥陀560番地)の区画は、すべて返還地です。
- 区画の種類、使用料及び維持管理料は、次のとおりです。

区画面積 (寸法:間口×奥行)	種別	1区画当りの使用料・管理料(円)		
		永代使用料	維持管理料 (5年分)	合計
3㎡ 1. 5m×2.0m (の地区は変形)	並地	360,000	10,500	370,500
	次地	378,000	10,500	388,500
	角地	396,000	10,500	406,500
4㎡ 2. 0m×2.0m	並地	480,000	14,000	494,000
	次地	504,000	14,000	518,000
	角地	528,000	14,000	542,000
6㎡ 2. 0m×3.0m	並地	720,000	21,000	741,000
	次地	756,000	21,000	777,000
	角地	792,000	21,000	813,000
12㎡ 3. 0m×4.0m	並地	1,440,000	42,000	1,482,000
	次地	1,512,000	42,000	1,554,000
	角地	1,584,000	42,000	1,626,000
16㎡ 4. 0m×4.0m	並地	1,920,000	56,000	1,976,000
	次地	2,016,000	56,000	2,072,000
	角地	2,112,000	56,000	2,168,000
20㎡ 5. 0m×4.0m	並地	2,400,000	70,000	2,470,000
	次地	2,520,000	70,000	2,590,000
	角地	2,640,000	70,000	2,710,000

維持管理料は当初5年前納で、以後5年毎に納付していただきます。

注1 申込みは、区画番号による受付となりますので、事前に募集区画番号図で、希望の区画番号を決めてから申込みください。申込みは、一世帯一区画に限ります。

注2 返還地の募集区画については、すべて現状のままです。ご承知ください。
なお、場所、形状、寸法等については、事前に現地にてご確認ください。

3. 申込者の資格

次の要件をすべて満たしている人

- 高砂市に住所を有する人(高砂市に住民登録をしている人)又は高砂市に本籍のある人
注:外国籍の方は、特別永住者及び永住者の方のみ。(左記以外の方の申込みは不可。)
- 同一世帯内に、公園墓地の使用許可を受けている人がいないこと。
- 使用許可を受けた日から5年以内に使用設備を建立することを誓約できる人

申 込 受 付

1. 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 随時受付
- (2) 申込方法 市役所 環境政策課 窓口(本庁3階)へ提出(午前8時30分～午後5時15分)または、郵送
【郵送先】 〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
 高砂市役所 生活環境部 環境経済室 環境政策課 生活衛生係

2. 申込み時に必要なもの

No.	必 要 書 類		部 数	チェック
1	霊域使用許可申請書 (5ページ)	本パンフレットの5ページ、6ページ、7ページを切り離し、 所定の欄に必要な事項をボールペンで正確に記入願 います。記入もれや誤りがあった場合は、申込みが 無効になることがあります。	1 通	
2	誓約書 (6ページ)		1 通	
3	調査同意書 (7ページ)		1 通	
3	申込者の住民票 (世帯全員の本籍、続柄等記載事項に省略のない住民票。ただし、マイナンバーは不要。) ※発行後3ヶ月以内のもの。		1 通	

○その他

本市に本籍を有する市外居住者が使用の許可を受けようとするときは、次の条件を満たす保証人と下記の書類が必要になります。

4	保証人の住民票 (世帯全員の本籍、続柄等記載事項に省略のない住民票。ただし、マイナンバーは不要。) ※発行後3ヶ月以内のもの。 保証人を定めその人と連署で申請しなければならない。 この場合、保証人となる人は、異なる世帯の者かつ戸籍の筆頭者または世帯主でなければなりません。	1 通	
---	--	-----	--

3. 申込みについての注意事項

- (1) 一世帯一区画に限ります。(重複の申込み、または既に本公園墓地で使用許可を受けている場合の申込みは、申込み時点で無効となります。)
- (2) 名義貸し等による受付はできません。
- (3) 電話、はがきによる受付はできません。
- (4) 申込み内容について、虚偽の記載があるときは、申込み及び使用許可の決定は取り消します。
- (5) 申込みにあたって、事前に必ず現地を確認しておいてください。
- (6) その他不正な手段及び不正とみなされる手段により申込みをされた場合は無効とします。
- (7) 申込みの後の区画の変更は一切できません。
- (8) 申込書類の不備が確認された時は、連絡(電話)しますので、連絡があれば、早急に書類をそろえて提出してください。
 ※申込書には、電話番号の記入漏れのないようご注意ください。連絡のとれない場合は、無効となります。
- (9) 提出書類は、返却致しませんのでご了承ください。
- (10) 高砂市では、墓地使用者及び申請者にかかる個人情報とは公開しておりません。
 また、特定の業者を指定して、申込受付や墓碑建立の斡旋も一切行っておりません。
- (11) **申込受付時において、「申込者の資格」及び「申込みについての注意事項」等に、納得、承諾していただけない方は、申込をご遠慮していただきます。**

使用者の決定方法

1. 使用者の決定方法

- (1) 希望区画は、申込受付をされた順になります。
- (2) 受付後、審査の結果、不備があった場合は保留とし、電話連絡します。
※1週間以内に連絡がとれなかった、書類が提出されなかった、提出書類の訂正がされなかった等の場合は、無効となるためご注意ください。
- (3) 既に、希望区画が申込されている場合は、他の区画を申し込んでください。

2. 決定の通知

使用許可の決定者には、約10日後に決定通知書と永代使用料及び維持管理料の納付書を郵送します。

- (1) 永代使用料は、お申込みされた区画について、返還、改葬の申し出がない限り、永代にわたってご使用いただくための使用料です。
- (2) 維持管理料は、公園墓地の緑地及び共有部分の維持管理費用です。したがって、許可された各自の区画内の管理や除草、清掃は、各自で行っていただきます。

3. 料金納入方法

料金については、納付書が届き次第、指定期日までに指定の金融機関または収納代理機関にて納めてください。

＜市役所環境政策課窓口では受領できません。＞

なお、指定期日までに納入のない場合は、決定を取り消します。

4. 許可証の交付

料金納入を確認後、約10日後に「霊域使用許可証」を郵送しますので、大切に保管してください。

注意事項

1. 使用許可の取り消し

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、または使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって、使用許可を得たと認めるとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで、放任のまま3年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた日から使用設備をしないで、5年を経過したとき。
- (6) 偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
- (7) 法令または条例、規則、指示に違反したとき。

2. 使用権の消滅

- (1) 使用者が死亡し、相続人または親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり、10年を経過したとき。

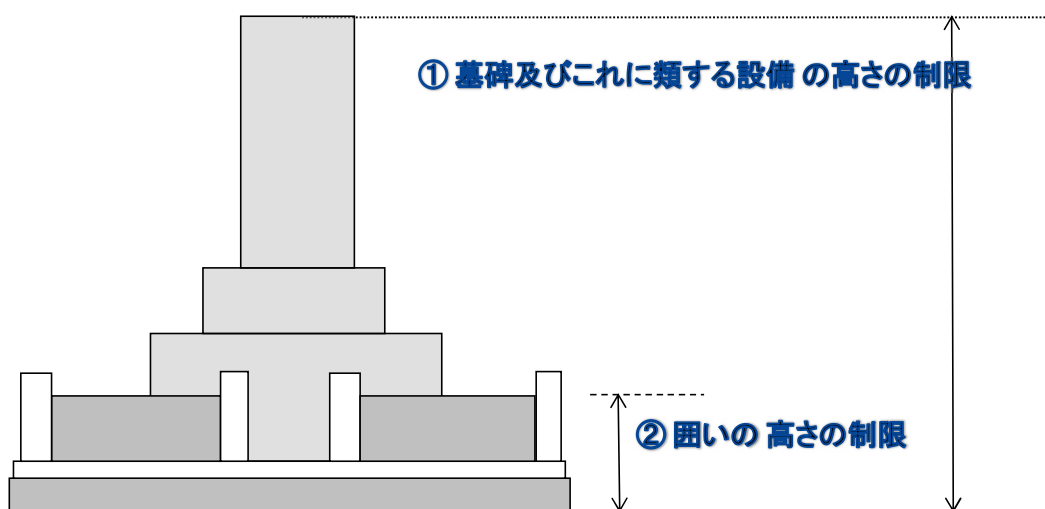
3. その他

- (1) 墓地は分譲ではありません。使用する権利、すなわち墓地使用権を取得されることになります。
- (2) 墓碑の建立は、使用者が直接業者を選んでください。

使用に関する順守事項

1. 建造物等の高さ制限

設備基準 霊域種別	① 墓碑及びこれに類する設備の高さ	② 囲いの高さ
3平方メートル区画	1.8メートル以内	0.61メートル以内
4平方メートル区画	1.8メートル以内	0.61メートル以内
6平方メートル区画	2.0メートル以内	0.61メートル以内
12平方メートル区画	3.0メートル以内	0.91メートル以内
16平方メートル区画	3.5メートル以内	0.91メートル以内
20平方メートル区画	3.5メートル以内	0.91メートル以内



2. 管理義務

墓地を使用するときは、次のことを必ず順守してください。

- (1) 常に使用墓地及び墓碑を清掃し、尊厳維持に努めてください。
- (2) 墓碑の転倒その他他人に危険、または迷惑を及ぼす恐れがあるときは、直ちに修理、その他必要な措置をしてください。

3. 届出義務

次のことがあれば、直ちに市役所まで届けてください。

- (1) 墓地使用者又は保証人が住所を変更したとき。
- (2) 墓地使用权を承継しようとするとき。
- (3) 使用墓地内で工事をしようとするとき、及びその工事が終わったとき。
- (4) 霊域使用許可証を紛失したとき。

(様式第1号)

霊域使用許可申請書

高砂市長 様

高砂市霊園管理条例(昭和42年高砂市条例第33号)並びに霊園管理条例施行規則及びこれらに基づく指示に従いますから下記のとおり霊域の使用を許可くださるよう申請します。

令和 年 月 日	住所	_____
	申請者	ふりがな _____
	(使用者) 氏名	_____ (印)
	Tel ()	—
	住所	_____
	保証人	ふりがな _____
	氏名	_____ (印)
	Tel ()	—

使用許可申請霊域	地区 号	霊域面積	m ²
被埋蔵者氏名		死亡年月日	年 月 日
		申請者との続柄	
埋蔵予定年月日	年 月 日	区 分	焼 骨
添付書類	1 住民票 (世帯全員の本籍、続柄等記載事項に省略のない住民票。ただし、マイナンバーは不要。) 2 誓約書 3 その他		
申請の理由	該当に○ 1 祖先の祭祀をするため 2 改葬のため 3 将来のため		

誓 約 書

令和 年 月 日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

〒 _____
住 所 _____

氏 名 _____[Ⓔ]

高砂市公園墓地 地区 号について、許可を受けた日から5年以内に
使用設備(墓石または墓標等)を建立し、使用することを誓約します。

また、今回申し込む区画について十分に確認しましたので、形状・寸法等につい
ても一切、異議申立てをしません。

なお、上記事項に違約があった場合は、使用許可の取消処分を受けても何ら
異議申立てをしません。

調 査 同 意 書

令和 年 月 日

高砂市長 都 倉 達 殊 様

〒 _____
住 所 _____

氏 名 _____[®]

生年月日 _____

電話番号 _____

私は、高砂市職員が行う下記の調査に同意します。

記

1. 調査を行う者

公園墓地維持管理料の回収に係る高砂市長が任命した職員

2. 調査内容

- (1) 区市町村における住民税等の課税に関する調査
- (2) 給与支払者に対する給与支給額等に関する調査
- (3) 金融機関における取引状況に関する調査
- (4) 生命保険の加入状況に関する調査
- (5) 生活保護受給に関する調査
- (6) その他高砂市が保有する財産情報を利用すること

3. 調査期間

高砂市が有する私に対する公園墓地維持管理料に係る請求権が消滅するまで